

別表 1

I ① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設に対する補助基準単価（※1）

1 対象事業所・施設（※2, 3）		2 基準単価（千円） （※4, 5）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所系 サービス事業 所	療養介護	1,978	事業所	新型コロナウイルス感 染症に係る障害福祉 サービス等事業者に対 するサービス継続支援 事業の実施に必要な報 酬、給与、職員諸手当 等、賃金、共済費、旅 費、需用費、役務費、 委託料、使用料及賃借 料、備品購入費、負担 金補助及交付金	10分の10
	生活介護	631	事業所		
	自立訓練（機能訓練）	288	事業所		
	自立訓練（生活訓練）	228	事業所		
	就労移行支援	221	事業所		
	就労継続支援A型	279	事業所		
	就労継続支援B型	294	事業所		
	児童発達支援	271	事業所		
	医療型児童発達支援	172	事業所		
	放課後等デイサービス	257	事業所		
短期入所	146	事業所			
障害者 支援施 設等	施設入所支援	1,013	施設		
	共同生活援助（介護サービス包括型）	335	事業所		
	共同生活援助（日中サービス支援型）	259	事業所		
	共同生活援助（外部サービス利用型）	150	事業所		
	福祉型障害児入所施設	985	施設		
	医療型障害児入所施設	529	施設		
訪問系 サービス事業 所	居宅介護	107	事業所		
	重度訪問介護	175	事業所		
	同行援護	60	事業所		
	行動援護	106	事業所		
	就労定着支援	35	事業所		
	自立生活援助	19	事業所		
	居宅訪問型児童発達支援	30	事業所		
	保育所等訪問支援	35	事業所		
相談支 援事業 所	計画相談支援	50	事業所		
	地域移行支援	36	事業所		
	地域定着支援	38	事業所		
	障害児相談支援	37	事業所		

（※1） 職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生し職員が不足した場合を含める。

（※2） 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

（※3） 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

（※4） 令和5年度分の経費について、令和5年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

（※5） 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 2

I ② 感染者と接触があった者に対応した事業所・施設に対する補助基準単価（※1）

1 対象事業所・施設（※2, 3）		2 基準単価（千円） （※4, 5）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
	短期入所	146	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	10分の10
障害者支援施設等	施設入所支援	1,013	施設		
	共同生活援助（介護サービス包括型）	335	事業所		
	共同生活援助（日中サービス支援型）	259	事業所		
	共同生活援助（外部サービス利用型）	150	事業所		
	福祉型障害児入所施設	985	施設		
	医療型障害児入所施設	529	施設		
訪問系サービス事業所	居宅介護	107	事業所		
	重度訪問介護	175	事業所		
	同行援護	60	事業所		
	行動援護	106	事業所		
	就労定着支援	35	事業所		
	自立生活援助	19	事業所		
	居宅訪問型児童発達支援	30	事業所		
	保育所等訪問支援	35	事業所		

（※1） 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの期間は、感染者と接触のあった者を濃厚接触者（保健所が濃厚接触者と判断したものに限る。）と読み替える。

（※2） 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

（※3） 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

（※4） 令和5年度分の経費について、令和5年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

（※5） 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 3

I ③ 都又は保健所設置区・市から休業要請を受けた事業所に対する補助基準単価

1 対象事業所・施設 (※1, 2)		2 基準単価 (千円) (※3, 4)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
	療養介護	1,978	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	10分の10
通所系 サービス事業 所	生活介護	631	事業所		
	自立訓練 (機能訓練)	288	事業所		
	自立訓練 (生活訓練)	228	事業所		
	就労移行支援	221	事業所		
	就労継続支援A型	279	事業所		
	就労継続支援B型	294	事業所		
	児童発達支援	271	事業所		
	医療型児童発達支援	172	事業所		
	放課後等デイサービス	257	事業所		
	短期入所	146	事業所		

(※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2) 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

(※3) 令和5年度分の経費について、令和5年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

(※4) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 4

I ④ 感染等の疑いのある利用者・職員に自費検査を実施した事業所・施設に対する補助基準単価 (※1)

1 対象事業所・施設 (※2, 3)		2 基準単価 (千円) (※4, 5, 6)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
障害者 支援施設等 (障害 児入所 施設を 除く)	施設入所支援	1,013	事業所	新型コロナウイルス 感染症に係る障害福 祉サービス等事業者 に対するサービス継 続支援事業の実施に 必要な報酬、給与、 職員諸手当等、賃 金、共済費、旅費、 需用費、役務費、委 託料、使用料及賃借 料、備品購入費、負 担金補助及交付金	10分の10
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	335	事業所		
	共同生活援助 (日中サービス支援型)	259	事業所		
	共同生活援助 (外部サービス利用型)	150	事業所		

(※1) 一定の要件の下で検査した場合に限る。具体的な取扱いについては、別記2及び別記3に規定する。

(※2) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※3) 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

(※4) 令和5年度分の経費について、令和5年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

(※5) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(※6) 一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。

別表 5

I ⑤ 職員が利用者の居宅等へ訪問しサービス提供した事業所に対する補助基準単価 (※1)

1 対象事業所・施設 (※2, 3)		2 基準単価 (千円) (※4)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所系 サービス 事業所	療養介護	1,978	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	10分の10
	生活介護	631	事業所		
	自立訓練 (機能訓練)	288	事業所		
	自立訓練 (生活訓練)	228	事業所		
	就労移行支援	221	事業所		
	就労継続支援 A型	279	事業所		
	就労継続支援 B型	294	事業所		
	児童発達支援	271	事業所		
	医療型児童発達支援	172	事業所		
	放課後等デイサービス	257	事業所		

(※1) 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合 (近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合 (感染者が一定数継続して発生している状況等) に限る。) を対象とする。また、令和5年5月8日以降は、通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合に限る。

(※2) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※3) 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

(※4) 令和5年度分の経費について、令和5年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

別表 6

II 他事業所へ協力支援を行った事業所・施設に対する補助基準単価

1 対象事業所・施設 (※1, 2)		2 基準単価 (千円) (※3, 4)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所系 サービス事業 所	療養介護	989	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	10分の10
	生活介護	316	事業所		
	自立訓練 (機能訓練)	144	事業所		
	自立訓練 (生活訓練)	114	事業所		
	就労移行支援	110	事業所		
	就労継続支援A型	140	事業所		
	就労継続支援B型	147	事業所		
	児童発達支援	136	事業所		
	医療型児童発達支援	86	事業所		
	放課後等デイサービス	128	事業所		
短期入所	73	事業所			
障害者 支援施設等	施設入所支援	506	施設		
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	167	事業所		
	共同生活援助 (日中サービス支援型)	129	事業所		
	共同生活援助 (外部サービス利用型)	75	事業所		
	福祉型障害児入所施設	493	施設		
	医療型障害児入所施設	264	施設		
訪問系 サービス事業 所	居宅介護	41	事業所		
	重度訪問介護	67	事業所		
	同行援護	23	事業所		
	行動援護	41	事業所		
	就労定着支援	17	事業所		
	自立生活援助	9	事業所		
	居宅訪問型児童発達支援	11	事業所		
	保育所等訪問支援	13	事業所		
相談支 援事業 所	計画相談支援	25	事業所		
	地域移行支援	18	事業所		
	地域定着支援	19	事業所		
	障害児相談支援	18	事業所		

- (※1) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。
- (※2) 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- (※3) 令和5年度分の経費について、令和5年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。
- (※4) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。